

令和 7 年度久米島町空き家対策総合支援事業（除却事業）

募集要項

募集期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）～令和 7 年 6 月 30 日（月）

令和 7 年 5 月 20 日

久米島町企画財政課

1 事業概要

町民の安全確保、景観維持向上、利用可能な土地の創出を図るため、特定空き家や不良住宅（空き家）の解体工事に要する経費の一部の補助を行う。

1. 募集概要

(1) 補助金の額

補助対象経費の 4/5 以内かつ上限額 800,000 円（千円未満切り捨て）

例①：工事費（補助対象経費）80 万円の場合→補助金 64 万円、申請者負担：16 万円

例②：工事費（補助対象経費）100 万円の場合→補助金 80 万円、申請者負担：20 万円

例③：工事費（補助対象経費）120 万円の場合→補助金 80 万円、申請者負担：40 万円

※ただし、補助金対象経費は、補助対象者が補助対象不良住宅の除却に要する工事費（消費税及び地方消費税相当額含む。）と、国土交通大臣が定める除却工事の住宅局所管事業に係る標準建設費等に当該不良住宅の延べ面積を乗じて得られた額のいずれか低い方の額とする。

【国土交通大臣が定める標準建設費の除却工事費】（令和 7 年度）

- ・木造建築物の除却工事で 33,000 円を超える場合は 33,000 円
- ・非木造建築物の除却工事で 47,000 円を超える場合は 47,000 円

(2) 募集期間：令和 7 年 6 月 3 日（月）～令和 7 年 6 月 30 日（月）

ただし、先着順で申請を受け付けし、予算額に達した時点で受付は終了します。

(3) 補助事業期間：交付決定後～令和 8 年 2 月 27 日（金）

この期間内に工事着手→工事完了→工事代金の支払い→完了実績報告までに行うものが対象になります。

(3) 申請書類の提出先※

久米島町役場 企画財政課 企画班

住所：〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地

電話：098-985-7122

※申請書類の提出前に、事前相談が必ず必要となっています。申請をご検討の際は、事前相談を行ってください。

- ・事前相談先

空き家・空き地相談員（矢島）電話：090-1368 - 9340

2. 対象要件等

(1) 補助の対象（ア～エすべてに該当するもの。）

ア 交付申請後に対象工事等が完了するもので、原則として交付申請年度の 2 月末日までに実績報告を行うことができるもの。

イ 町内に存する 1 年以上使用されていない空き家（ただし、当該空き家住宅兼店舗の場合、住宅に該当する部分の床面積が 1/2 以上であるもの）

ウ 不良住宅に該当するもの。住宅地区改良法第 2 条 4 項に規定する不良住宅であり、住宅の不良度測定基準による評点の合計 100 点以上のもの。

エ 除却後に、空き家・空き地バンクに登録すること。

(2) 補助対象者

補助対象者（申請者）は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 空き家の所有者または相続人（未登記物件の場合は、固定資産課税台帳に登録されている者）ただし、法人は除く。

イ 空き家の所有者または相続人の全員から同意を受けたもの

例① 所有者または相続人が同意を受けた者が申請する場合

→空き家の持分を有する所有者全員または所有権の相続人全員の同意が必要です。

例② 所有者または相続人が複数いる場合

→空き家の持分を有する所有者全員または所有権の相続人全員の同意が必要です。

※ただし、暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者、当該年度または前年度中に既に本町から補助金を受けて、空き家等の除却を行っている者、町税を滞納している者は、補助対象者になることはできません。

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、次の条件のいずれにも該当する経費とする。

ア 空き家の除却に要する経費※

イ 町内業者が実施する不良住宅の解体費用

ウ 補助対象者が補助対象不良住宅の除却に要する工事費（消費税及び地方消費税相当額含む。）と、国土交通大臣が定める除却工事の住宅局所管事業に係る標準建設費等に当該不良住宅の延べ面積を乗じて得られた額のいずれか低い方の額とする。

※ただし以下の費用は、補助対象外経費とする。

- ・家電や家具のリサイクル対象商品の処分費
- ・残置物撤去費
- ・倉庫、物置、塀、畜産舎などの附属の構築物の解体費用
- ・敷地内にある樹木伐採・処分、剪定作業に要する費用
- ・設計費、調査費、各種申請手数料及びその他の経費
- ・その他町長が補助対象経費とすることが適当でないと認める経費

3. 手続き

(1) 事前相談

除却を予定している空き家が補助対象要件に該当するか、また、必要書類の確認等を行います。

- ・事前相談先 空き家・空き地相談員（矢島）電話：090-1368-9340

※事前相談の際、以下アとイの書類の提出が必要です。

ア 事前相談票

イ 空き家の外観写真及び位置図

(2) 補助金交付申請

申請者は、令和7年6月30日（月）までに次の書類を提出してください。

※ア〜カ及びクとケは、提出が必須なものです。キ及びコ〜スは、必要に応じて提出してください。

※登記事項証明書や戸籍謄本など各書類は、3か月以内に交付されたものの限ります。

ア 補助金交付申請書（様式第1号）

イ 誓約書兼確認書（様式第2号）

ウ 事業計画書（様式第3号）

エ 補助対象事業施工前の空き家の現況わかる写真（内観・外観）

オ 空き家等の登記事項証明書または登記簿謄本（未登記物件の場合は、固定資産税課税台帳に登録されている事が証明できる書類。例：評価証明書など）

カ 空き家であることの証明書（様式第12号）

キ 委任状（参考様式）代理で申請を行う場合

ク 除却に係る見積書（除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかなもので、除却工事を行う者の押印があるものに限る）

ケ 空き家の平面図

コ 相続人であることが証明できる書類（相続関係を証明するための全ての戸籍謄本の写し、遺産分割協議書、相続関係図など）（相続人に該当する場合）

サ 相続人の代表が申請する場合、他の相続人全員の同意書（印鑑登録証明書の添付が必要）

シ 所有者または相続人が複数いる場合、空き家の持分を有する場合、所有者全員または所有権を有する相続人全員の同意書（印鑑登録証明書の添付が必要）

ス その他町長が必要と認める書類

(3) 交付決定通知

交付申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に対し通知します。

(4) 除却工事の実施

補助対象工事は、必ず交付決定通知を受けた後に工事を着手してください。

令和8年2月27日（金）までに工事完了の実績報告書及び必要書類を提出する必要がある。

あるため、交付決定を受けた後は、速やかに工事に着手してください。

また、実績報告を行う際に工事中の写真も提出いただく必要がありますので、申請者ご自身で撮っていただくか業者に依頼するなどご対応をお願いします。

(5) 工事の内容の変更、工事の中止に係る取り下げ

申請者は、交付決定を受けた後、補助対象工事の内容を変更・中止しようとするときは、速やかに補助金交付決定変更申請書（様式第 7 号）に必要書類を添えて提出してください。工事内容の追加・変更に伴う解体費用の増額などは速やかに企画財政課担当までご相談ください。（なお、補助金の額に変更が生じない軽微な変更は除く）

(6) 実績報告

申請者は、補助対象工事が完了の書類として、令和 8 年 2 月 27 日（金）までに次の書類を提出してください。※期日までに提出がない場合は、補助金の交付決定を取り消すこととなります。

ア 完了実績報告書（様式第 9 号）

イ 要した経費の内訳が確認できる書類（請求書の写しなど）

ウ 領収証の写し

エ 着手前・施工中・完了時の写真

オ その他町長が必要と認める書類

(7) 完了検査

実績報告書提出があった後、町職員による完了検査（現場確認）を行います。

(8) 補助金額の確定

実績報告に係る補助対象工事が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうか審査し、適合していると認めるときは、補助金確定通知書（様式第 10 号）により申請者に通知します。

(9) 補助金の請求

申請者は、補助金確定通知を受けた後、速やかに補助金請求書（様式第 11 号）と補助金の振り込み希望される口座情報がわかるもの（通帳またはキャッシュカード写し）を提出してください。請求後は 3 週間程度で振り込まれますので、補助金の入金を確認してください。

4. 留意事項

(1) 補助金交付決定通知を受ける前に、工事を行った場合、補助金の交付対象外とする。

- (2) 補助事業の内容を変更・中止する場合は、速やかに報告し、町長の指示を受けること。
- (3) 補助金の交付決定後、速やかに工事に着手して、令和 8 年 2 月 27 日（金）までに実績報告書及び必要書類を提出すること。
- (4) 補助金の交付は、精算払い（工事が終了し、実績報告・完了検査後の入金）とする。
- (5) 応募に係る費用は、応募者負担とする。
- (6) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき、補助金をほかの用途へ使用したときなどは、補助金の交付決定の全部または一部取り消すことがある。
- (7) 補助金の交付に関する詳細については、「久米島町空き家対策総合支援事業補助金交付要綱」も必ず確認すること。

お問い合わせ先

①事前相談先

空き家空き地活用相談員（矢島）090-1368－9340

事務所：沖縄県島尻郡久米島町字謝名堂 979 番地

※事前に連絡の上ご相談ください。

②申請書類など提出先

久米島町役場企画財政課 企画班

住所：〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地（庁舎 2 階）

電話：098-985-7122

E-mail：kizai@town.kumejima.lg.jp